

## 社会福祉法人天塩町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人天塩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 報酬を支給する役員等は会長・常務理事とする。ただし職員が常務理事を兼務する場合は報酬を支給しない。
- (2) 会長・常務理事以外の役員等については、報酬を支給しない。ただし本会業務を行う場合には、社会福祉法人天塩町社会福祉協議会役員等費用弁償支給規程により費用を弁償する。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会長 月額 70,000円
  - (2) 常務理事 月額 0円
- 2 前項の規定にかかわらず、月の中途において新たに役員等に就任した場合は、就任の日から日割り計算によって支給し、月の中途において退任した場合は、退任の日までの日割り計算によって支給する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給日は、翌月の5日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、社会福祉法人天塩町社会福祉協議会契約職員等就業規則第27条ただし書きに準じた日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人天塩町社会福祉協議会役員報酬規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 社会福祉法人天塩町社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人天塩町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、社会福祉法人天塩町社会福祉協議会役員等費用弁償規程により費用を弁償する。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月 日から施行し、平成29年4月1日から適用する。